

令和6年度北陸地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会の議事概要について

日 時 令和7年2月13日(木)10:00～11:30
 場 所 北陸地方整備局 4階共用会議室
 出席委員 委員長 伊津 良治 弁護士
 委員長代理 馬場 健 新潟大学法学部 教授
 委員 佐藤 綾子 富山国際大学現代社会学部 教授
 委員 平 哲也 弁護士
 委員 山崎 真 公認会計士

議事概要

1 議事

- 1) 令和6年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況について
- 2) 令和7年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について

2 委員からの意見・質問、それに対する回答等(概要)

意見・質問	回 答
<p>【R6推進計画の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査結果の概要で、コンプライアンス意識向上の取組としてマスコミ関係者と懇談会を実施したとあるが、目的等を具体的に聞きたい。 ・他機関で実際に発覚した不正事案の報告書に記載されている原因や留意点を解説するような研修等を行っているか。 ・他機関で発覚した事案の中には、私的利益のためではなく、業務執行のプレッシャーから不正に至ったケースもある。組織として職員に向けた対策を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員は、様々な事案で報道されることから、職員は倫理観を高く保持してほしいとの考えで実施したと聞いています。 ・整備局主催の研修等においては、具体事案を紹介しています。当該機関が発出した報告書から経緯や原因、再発防止策を抜粋して解説をしています。 ・研修等を通して、私的利益の享受の有無や目的の是非に関係なく、不正行為は処分の対象になることを伝えています。また、不正行為防止のためには、風通しの良い職場環境の構築が有効であり、組織として取り組んでいます。

意見・質問	回 答
<p>・不正防止のためには、北陸地方整備局内だけでなく、自治体や業界団体等の意識改革も必要である。事業者等に対する応接ルールの周知がパンフレットの配布だけにとどまっていないかが懸念される。団体等だけでなく各企業まで浸透するような取組を行っているか。</p> <p>・職員へ実施しているコンプライアンス理解度調査の問題「不当な働きかけに対する対応」について、解答選択肢の中に「職員からの報告の必要性について」問われているが解説してほしい。</p> <p>・要求行為に該当しないと誤った解釈がされると不当な働きかけの報告漏れにつながるので、周知等が必要ではないか。</p> <p>【R7推進計画(案)】</p> <p>・コンプライアンスに関する問題は、どの組織でもマンネリ化の防止が重要な課題になると考える。持続可能な取組を試行錯誤して行っていくことが重要であると考え</p>	<p>・関係団体の幹事に直接パンフレットを渡し、応接ルールを説明し、幹事から傘下の企業に周知していただくよう依頼しています。</p> <p>また、事務所では建設労働災害防止大会等の機会に、参加企業に説明等を行っているところもあります。</p> <p>・本問題においては、発注者綱紀保持規程第2条第5項等で定義されている「不当な働きかけ」と職員に対して行われる要求行為についてと、発注者綱紀保持規程第12条に定められている「不当な働きかけに対する対応」として、不当な働きかけがあった場合はその者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めることが定められていること、及び所属部長等と発注者綱紀保持担当者に報告することの理解度を確認するものです。</p> <p>・職員から理解度調査への回答後速やかに採点結果と解説を送付しています。</p> <p>また不当な働きかけに限らず、疑問や違和感があれば上司に報告、相談するように研修等で周知しています。</p>

意見・質問	回 答
<p>【その他】</p> <p>・発注者綱紀保持規程第6条、第7条及び第12条の職員からの報告については、報告案件がなかったからといって油断はできないと考える。通報制度を職員に周知徹底し、また職員にはこの制度を信頼して利用してほしい旨の啓蒙していくことが重要である。</p>	<p>【以 上】</p>